

知財重点支援エリアへの選定について

特許庁が令和6年度から新たに実施する「知財経営支援モデル地域創出事業」の支援対象となる「知財重点支援エリア」の申請を行った結果、本県が選定されました。

1. 概要

令和5年3月に特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会、日本商工会議所は、知財経営支援ネットワーク（4者連携）を形成し、中小企業等の知財経営支援を強化・充実化させ、地域の稼ぐ力の向上に取り組むことを共同宣言しました。

この共同宣言を踏まえ、特許庁では、地域における持続的な知財活用の促進を目指すため、4者連携と自治体・地域の支援機関等が一体となった支援ネットワークの連携強化を図るとともに、その支援ネットワークによる中小企業等への一気通貫の伴走支援等を行う「知財経営支援モデル地域創出事業」を実施することとしています。

この度、有識者による選定会議による審査結果を踏まえ、本事業の支援対象となる「知財重点支援エリア」として、本県を含む3地域（2県、1政令市）が選定されました。

2. 選定地域

- ・青森県
- ・石川県
- ・神戸市

3. 関連リンク

- ・知財経営支援を強化する自治体を募集します（令和6年度知財経営支援モデル地域創出事業）

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/boshu_model_area.html

- ・特許庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所の4者で「知財経営支援ネットワーク」構築に向けた共同宣言を行いました！

<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202303/2023032402.html>

《本件に関するお問い合わせは下記担当者までお願いいたします》
特許庁総務部普及支援課長 加藤
担当者：正、上田
電話：03-3501-1101(内線2145)／03-3501-5878(直通)
メール：PA02G0@jpo.go.jp